

令和6年度第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会 次第

日時:令和6年11月29日(金)

午前10時から正午まで

会場:県立図書館2階 大研修室

1 あいさつ

2 議題

(1) 報告事項

ア 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」の
現時点での評価等について

イ その他

(2) 協議事項

ア 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」
改訂に向けて

イ その他

3 その他

令和6年度第2回鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会

配布資料一覧

資料1 協議会委員一覧

資料2 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催要領

資料3-1 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」に係る
現時点での評価等(概要版)

資料3-2 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」に係る
現時点での評価等(詳細版)

資料4 「鳥取県読書バリアフリー計画に係る現時点での評価」に係る意見まとめ

資料5 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」改訂に向けて

資料6 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」

鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会 委員

R6.11.29現在

No.	区分	団体名	職名	委員氏名
1	学識経験者 (議長)	日本図書館協会障害者サービス委員会	委員長	佐藤 聖一
		埼玉県立久喜図書館	司書主幹	
2	公立図書館・ 図書館行政	倉吉市立図書館	館長	田村 美香
3	点字図書館	社会福祉法人鳥取県ライトハウス 点字図書館	情報支援員	遠藤 崇仁
4	特別支援学校	鳥取県立鳥取盲学校	教諭	三橋 朋子
5		鳥取県立米子養護学校	教諭	黒田 里理
6	音訳・点訳実施団体	桑の実会	代表	小森 智恵美
7		音訳ボランティアグループありんこ	代表	廣谷 静枝
8	出版団体 (電子書籍)	株式会社 今井書店グループ	代表取締役社長	島 秀佳
9	身体障がい者団体	社会福祉法人鳥取県身体障害者福祉協会	会長	山根 裕
10		鳥取県肢体不自由児者父母の会連合会	副会長	藤原 美江子
11	発達障がい者団体	NPO法人鳥取県自閉症協会	理事	小松 しのぶ
12	視覚障がい者団体	公益社団法人鳥取県視覚障害者福祉協会	会長	市川 正明
13	視覚障がい者団体 (ロービジョン)	鳥取県見えにくい人を考える会	副会長	谷口 慎二
14	高齢者団体	公益社団法人鳥取県老人クラブ連合会	会長	岡森 裕
15	障がい福祉行政	鳥取市福祉部障がい福祉課	課長	枅谷 承文

事務局	鳥取県教育委員会事務局 図書館
事務局	鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課
事務局	鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課
事務局	鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課

鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づく、鳥取県の読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、事業等の評価や進行に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会（以下「関係者協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 関係者協議会は、鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づく、読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

(構成員)

第3条 関係者協議会は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから鳥取県立図書館長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

(議長)

第4条 関係者協議会に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は会議の進行を務めるものとし、議長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(会議)

第5条 関係者協議会は、鳥取県立図書館長が必要に応じて招集し、開催する。

2 鳥取県立図書館長は、必要があると認めるときは、関係者協議会に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 関係者協議会の庶務は、鳥取県立図書館において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、関係者協議会の運営等に関して必要な事項は、鳥取県立図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年9月13日から施行する。

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に係る現時点での評価等【概要版】

令和6年11月

I 「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」について

令和元年に施行された「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）を受け、読書バリアフリー法の理念をさらに具体化し、障がいの有無にかかわらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け、全国に先駆けて令和3年3月に「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（以下「計画」という。）を策定した。

(1) 計画の位置付け

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、鳥取県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画とする。（教育委員会(図書館)と知事部局(障がい福祉課)の共管)

(2) 計画の期間

令和3年度から令和7年度まで

(3) 基本的な方針

- ア アクセシブルな電子書籍の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- イ アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
- ウ 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

(4) 施策の方向性

- ① 出版情報の共有等、県内図書館、関係団体等との連携によるアクセシブルな書籍等の充実
- ② ライトハウス点字図書館の製作によるアクセシブルな書籍等の充実
- ③ 視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用できる環境づくり
- ④ 県民・市町村立図書館等への読書バリアフリー情報の周知
- ⑤ 県立図書館の読書バリアフリー関連サービスの充実
- ⑥ 学校図書館での支援の充実に向けた教職員研修と体制整備
- ⑦ 視覚障がい等のある児童・生徒・学生の読書環境の保障
- ⑧ ライトハウス点字図書館による読書機会の提供と利用支援
- ⑨ 県立・市町村立図書館等へのライトハウス点字図書館のノウハウ普及とサービス実施環境の整備
- ⑩ 関係機関との連携等による視覚障がい者等への国立国会図書館やサピエ図書館のサービス周知
- ⑪ 国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの研修・情報発信等による普及
- ⑫ 障がいの特性に応じた読書バリアフリー関連サービスや提供体制等の充実
- ⑬ ライトハウス点字図書館による、特定書籍や特定電子書籍等の製作者への製作手順等の共有
- ⑭ 特定書籍等の製作ノウハウの共有や製作された書籍等の情報共有等による製作の効率化
- ⑮ ライトハウス点字図書館・県立図書館による郷土出版物を刊行する出版社との情報交換
- ⑯ 視覚障がい者等への端末機器等の情報提供と利用方法の習得支援
- ⑰ 視覚障がい者等へ機器等の利用習得支援を行う県立・市町村立図書館職員への研修
- ⑱ 学校における支援に向けた端末機器等の情報や利用方法についての各教育委員会等への周知
- ⑲ 障がい者サービスに関する研修等の実施による司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上
- ⑳ 製作基準の共有やノウハウ等の取得に係る研修実施による点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者の資質向上
- ㉑ 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者の人材の確保、活動支援
- ㉒ 技術の進歩に応じた製作人材や製作体制の確保

2 計画に係る現時点での評価等について

(1) 評価の趣旨

計画期間の中間の年となる令和5年度の実績が明らかになったことから、今後の取組や計画の次期改訂に生かすため、本計画の進捗について把握すると共に、課題等について関係者の意見を聞きながら現時点での評価を行った。

(2) 評価の方法

ア 評価方針

計画の22項目の施策の方向性について、関連する事業の取組状況と計画に掲げた指標の達成度による定量評価に加え、数値に現れない部分を補うために鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会（以下「読書バリアフリー協議会」という。）、関係先からの聞き取りなどでいただいた意見による定性評価を勘案して評価を行った。

イ 評価

評価は、A～Dの4段階評価とした。

- | |
|--------------------------------|
| A:既に達成 |
| B:順調(計画通り進んでいる) |
| C:やや遅れている(計画通り進んでいるが多少の見直しが必要) |
| D:遅れている |

ウ 対象期間

令和3年度から令和5年度まで

3 評価の結果

施策の方向性22項目中、21項目がB評価、1項目がC評価となった。

評価区分	内容	件数
A	既に達成	0項目
B	順調(計画通り進んでいる)	21項目
C	やや遅れている(計画通り進んでいるが多少の見直しが必要)	1項目
D	遅れている	0項目

(1) B：順調(計画通り進んでいる)

ア アクセシブルな書籍等の充実【施策の方向性①・②】

- 関係団体等と連携し、出版情報の共有や当事者等のニーズ把握に努めたこと等により、県内のアクセシブルな書籍等が充実した。また、ライトハウス点字図書館による順調な製作も、充実につながっている。

イ 円滑な利用のための支援の充実【施策の方向性③～⑨】

- 県民を対象としたイベントの開催や出前図書館の実施、図書館職員や学校関係者を対象とした研修や講座の開催等による普及・啓発等により、県民及び市町村立図書館・学校図書館への読書バリアフリーへの理解と普及が進んだ。また、当事者等のニーズ把握に努めながら環境を整備し、読書支援機器の充実や電子書籍サービスをはじめとする県立図書館のサービスや情報提供体制が充実した。
- ライトハウス点字図書館では、アクセシブルな書籍や読書支援機器の整備・情報提供により、ライトハウス点字図書館の利用登録者数が増加する等、円滑な利用のための支援が充実した。
- 特別支援学校における図書館活用講座のように、子ども達の卒業後の図書館利用につながる等の成果が見えてきたものもあり、今後も継続して実施していきたい。

ウ インターネットを利用したサービスの提供体制の充実【施策の方向性⑩～⑫】

- ・関係機関・団体等と連携して普及を図ってきたことにより、国立国会図書館視覚障がい者等用データ送信サービスやサピエ図書館についての周知が進んだ。国立国会図書館のサービス利用は、県内の特別支援学校の参加館が増加し、子ども達の読書環境の向上につながった。

エ 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援の推進【施策の方向性⑬～⑮】

- ・製作のノウハウ等の情報共有やライトハウス点字図書館によるサピエ図書館との情報交換等により、特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援が進んだ。

オ 視覚障がい者等へ機器等の利用習得支援を行う図書館職員・学校関係者の理解促進【施策の方向性⑰・⑱】

- ・研修等の実施や、市町村立図書館への機器の貸出等により、利用習得支援を行う図書館職員・学校関係者の理解促進につながった。

カ 製作人材・図書館サービス人材の養成【施策の方向性⑲～⑳】

- ・研修等の実施や情報交換に努めてきたことにより、司書、司書教諭・学校司書、職員等の読書バリアフリーへの理解が進んだ。また、ライトハウス点字図書館による研修や製作指導、県内図書館の情報交換等により、点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成が進んだ。

(2) C:やや遅れている(計画通り進んでいるが多少の見直しが必要)

ア 端末機器等の情報提供及び機器利用方法の習得支援【施策の方向性⑯】

- ・様々な読書媒体や読書支援機器等について、機会を捉えて積極的な広報等に努めてきたことにより周知が進んだが、指標としているアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器については、貸出数が減少すると共に新規の利用が伸び悩んでいる実態がある。
- ・当事者のニーズ把握に努めると共に、県民及び図書館関係者等への端末機器等に関する情報提供や活用方法についての習得支援を行い、普及と周知を進める必要がある。
- ・アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の貸出数の減少した要因として、録音図書再生機の貸出数には、個人貸出の他に市町村立図書館への貸出数も含んでいるため、市町村における再生機の整備が進んできたことも考えられる。
- ・個人貸出についても、市町村が実施主体となる視覚障がい者への日常生活用具給付等事業を利用した購入により再生機を利用される方が増えたことが考えられる。また、録音図書再生アプリの開発等のICT環境の変化により、個人のパソコンやスマートフォン等で再生できる環境が進んできたことも、貸出が減少した一因と考えられる。
- ・サピエ図書館等でインターネットを通じた個人利用を行えば、図書館を通さなくても、パソコンやスマートフォンを利用して読書を楽しむことができるため、今後はこうした情報の一層の普及を図る必要がある。一方で、これらの普及により図書館からの貸出は減少していく側面もあるため、読書環境の変化を踏まえた指標の見直しも必要となってくる。

4 課題

(1) 読書バリアフリー推進に係る普及・啓発活動について

- ア 県民への普及啓発を一層進める必要がある。特に、高齢者、上肢障がいのある方、一般校に通う支援が必要な子ども達へ十分に情報が届いていない。出前図書館を実施した際等、大活字本や録音図書について「知らなかった」「利用したい」と言われる高齢者が多い。
- イ サピエ図書館の普及に向けた取組を進める必要がある。利用方法を含めた県民への広報と共に、市町村立図書館をはじめとする図書館関係者への理解促進を継続して図っていく必要がある。
- ウ 大学等への周知が不足しているため、一層の情報提供に努める必要がある。
- エ アクセシブルな書籍等の利用を促進するため、端末機器等の情報を普及する必要がある。

(2) 環境整備について

- ア 当事者等のニーズ把握に努め、図書館サービスの内容や提供体制等の一層の充実を図る必要がある。
- イ 身近な図書館を円滑に利用できるよう、引き続き県内図書館との情報共有を図りながら環境整備を進める必要がある。

(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援、製作人材の育成・人材確保について

- ア 製作に携わる人材の不足が課題となっている。関係者間で連携しながら人材確保・育成に向けた取組を一層強化していく必要がある。
- イ 製作のノウハウの情報共有等、製作の効率化のための取組を進める必要がある。

5 今後の主な取組予定

(1) 令和6年度から令和7年度の取組予定

引き続き、県内の視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に向け、関係機関・団体等と連携し、計画に沿った取組を実施する。これまでの成果と課題を踏まえ、特に次の取組を進める。

- ア 読書バリアフリー関連情報が当事者や関係者に広く知られるよう広報の強化。
- イ 国立国会図書館及びサピエ図書館が提供するインターネットを利用したサービスの普及。
- ウ アクセシブルな書籍等の製作に携わる人材確保や育成の促進。

(2) 次期計画の改訂

本計画の取組による成果と課題、国の動向、読書環境の変化等を踏まえ、見直しを行う。

(3) 今後のスケジュール

R6.11.29 ・第2回読書バリアフリー協議会:評価(第1回の意見、関係団体等への聞き取り反映版)について

R7.2 ・2月定例教育委員会:改訂方針、次期計画の基本方針・構成について協議

・第3回読書バリアフリー協議会:改訂方針、次期計画の基本方針・構成について協議

R7.5 ・第1回読書バリアフリー協議会:次期計画の骨子案について協議

R7.6 ・6月定例教育委員会:次期計画の骨子案について協議

R7.7 ・第2回読書バリアフリー協議会:次期計画の改定案について協議

R7.8 ・8月定例教育委員会:次期計画の改定案について協議

R7.10 ・第3回読書バリアフリー協議会:改定案(意見反映版)、パブリックコメント案について協議

R7.11 ・11月定例教育委員会・常任委員会:改定案(意見反映版)、パブリックコメント案について協議

R7.12 [パブリックコメントの実施]

R8.2 ・第4回読書バリアフリー協議会:パブリックコメント報告、改訂案(パブリックコメント反映版)について

・2月定例教育委員会・常任委員会:パブリックコメント報告、改訂案(パブリックコメント反映版)について

⇒知事・教育長の決裁を経て、計画改訂(第2次計画策定)の公表

R8.4 ・4月定例教育委員会・常任委員会:計画改訂(第2次計画策定)の報告

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に係る 現時点での評価等

令和6年11月

鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 障がい福祉課
鳥取県立図書館

目 次

1	はじめに	1
	(1) 計画の位置付け	
	(2) 計画の期間	
	(3) 計画の基本的な方針	
	(4) 評価の位置付け	
	(5) 評価の方法	
2	評価の結果	2
	(1) 22項目の施策の方向性ごとの評価	
	(2) 計画指標の達成度	
3	結果総括	28
4	参考1 評価のための意見聴取の状況	28
5	参考2 用語集	30

Ⅰ はじめに

令和元年に施行された視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）を受け、鳥取県では、「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」（以下、「計画」という。）を令和3年3月に策定しました。（計画期間は、令和3年度から令和7年度まで）

本計画は、読書バリアフリー法の理念をさらに具体化し、障がいの有無にかかわらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け、視覚障がいなどの当事者団体、点訳・音訳などのボランティア団体、書店などの関係者から意見を伺って策定し、現在、本計画に沿って様々な読書バリアフリー関連施策を展開しています。

計画期間の中間の年となる令和5年度の実績が明らかになったことから、今後の取組や計画の次期改訂に生かすため、本計画の進捗について把握すると共に、課題等について関係者の意見を伺いながら現時点での評価を行いました。

（１）計画の位置付け

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、鳥取県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について定めるものです。

（２）計画の期間

令和3年度から令和7年度まで

（３）計画の基本的な方針

- ア アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
- イ アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
- ウ 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

（４）評価の位置づけ

評価は、本計画の「Ⅰ はじめに」に記載した、定期的に行う進捗状況の把握・評価とします。

（５）評価の方法

鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会（以下「読書バリアフリー協議会」という。）へ評価の方針について意見を伺い、次の方法によって評価を行いました。

ア 評価方針

計画の2項目の施策の方向性について、関連する事業の取組状況と計画に掲げた指標の達成度による定量評価に加え、数値に現れない部分を補うために鳥取県読書バリアフリー協議会、関係先からの聞き取りなどで伺った意見による定性評価を勘案して評価しました。

イ 評価

評価は、A～Dの4段階評価としました。

- A：既に達成
- B：順調（計画通り進んでいる）
- C：やや遅れている（計画通り進んでいるが多少の見直しが必要）
- D：遅れている

ウ 対象期間

令和3年度から令和5年度まで

2 評価の結果

(1) 22項目の施策の方向性ごとの評価

【施策の方向性①】 県立図書館は県内の市町村や関係機関の実情に配慮しながら、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等及びボランティア関係団体とも連携し、出版情報を共有するなどアクセシブルな書籍等の充実に努めます。

<主な事業（取組状況）>

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 出版情報の収集に努める等、県立図書館のアクセシブルな書籍等の充実に努めた。（増加数：令和3年度から令和5年度 延べ2,319冊）
- ② 国の委託事業（読書バリアフリーコンソーシアム事業）を活用し、サピエ図書館からダウンロードしたデジタライズ図書のデータを図書館資料として利用できるよう整備を行った。（令和3年度、1,303点）
- ③ 文字の拡大や色の変更・読み上げ機能があり、非来館で借りることができる電子書籍サービスを導入した。（令和6年1月開始。令和5年度末の読上げ対応資料650冊（電子書籍の40.4%）、拡大対応資料1,607冊（全ての電子書籍が対応））

<関連する指標の達成度>

指標		参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
		R元	R2	R3	R4	R5		
県立図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	15,379	15,676	17,428	17,674	17,995 ※1	18,500	97%
	年間貸出冊数	18,987	18,033	19,047	16,541	16,858	28,000	60%
県立学校図書館、県立大学図書館のアクセシブルな書籍等	年間貸出冊数	233	280	313	351	465	500	93%

※1 アクセシブルな書籍等の内訳：大活字本8,791冊、オーディオブック3,381点、点字資料2,996冊、デジタライズ図書2,141点、マルチメディアデジタライズ図書256点、その他430点

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 職員・患者から、大活字本は字が大きくてわかりやすいと好評。セット貸出や宅配ですぐに取寄せられるのは大変ありがたい。
- ② 子ども達が五感を体感できるので、さわる絵本を増やしてもらったのがあるがたい。活用している。
- ③ （大活字本や録音図書について）大活字本は活字が大きくとても読みやすい。是非利用したい。小説が耳で聞けるのはとても良い。
- ④ 絵本の電子書籍やマルチメディアデジタライズ教科書があると良い。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況、指標の達成状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（県立図書館）

- ① 引き続き関係団体と連携し、アクセシブルな書籍等の出版情報を収集すると共にニーズ把握に努め、今後一層の周知啓発を行う。
- ② 市町村立図書館や学校図書館におけるアクセシブルな書籍等が充実するよう、引き続き研修や訪問相談等の機会を捉え、市町村立図書館や学校図書館等への周知啓発を継続する。

【施策の方向性②】 ライトハウス点字図書館が、今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障がいの種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、ライトハウス点字図書館による製作が必要です。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 「県政だより」や「県議会だより」をはじめとした鳥取県が発行する広報物等の点字版・音声版の作成を行った。
- ② 点字図書館スタッフが地域の音訳ボランティア、点訳ボランティアに指導を行いながら、音声デジターや点字図書の制作を行った。
- ③ 地域のボランティアと協力して対象利用者に滞りなく各市町村の広報誌等（点字版・音声版）を提供することができた。
（製作図書のサピエへのアップロード数：点字24冊・デジター30冊（R3）、点字24冊・デジター32冊（R4）、点字22冊・デジター23冊（R5））

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）アクセシブルな書籍の製作が概ね順調にできているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① アクセシブルな書籍の製作を継続的に行うことができるように音訳ボランティアや点訳ボランティアの人材確保や育成が必須である。引き続き点訳・音訳ボランティア養成講習会での受講生への指導をきめ細やかに行い、受講終了後には地域のボランティアとしてスムーズに移行できるようにサポートを行う。

【施策の方向性③】ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館等とのネットワークを構築し、築し、連携会議の開催、図書館間での蔵書の交換の実施等により、視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し読書ができる環境づくりを進めます。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 令和3年度から毎年公共図書館を巡回して、県立図書館や市町村立図書館と情報共有を行い、視覚障がい者等が円滑に図書館を利用できるように連携を図った。
- ② 県立図書館や市町村立図書館と情報共有を図ることで、視覚障がい者の要望を公共図書館に伝えたり、公共図書館の福祉設備導入の際には、当事者の意見を伝えることができた。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 市町村立図書館実務担当者連絡会を開催し、各館の取組や課題等について情報交換を行い、市町村立図書館等におけるサービスの向上につながった。（実務担当者連絡会参加者数：令和4年度・令和5年度 延べ52名）、令和3年度以降のサピエ図書館加入数：延べ4館）
- ② 市町村立図書館等へ資料を届ける物流システムにより、アクセシブルな書籍等の協力貸出を継続実施した。（令和3年度以前から実施。市町村立図書館等への貸出冊数：94,663冊（R5）※総数）
- ③ ライトハウス点字図書館と連携し随時情報交換を行い、市町村立図書館等への情報共有を行った。

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 点字データを送っていただいたり、研修で協力していただいたりする等、点字図書館にはお世話になっている。
- ② 【再掲】職員・患者から、字が大きくてわかりやすいと好評。セット貸出や宅配ですぐに取寄せられるのは大変ありがたい。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 視覚障がい者等が直接市町村立図書館の障がい者サービスを利用できるように引き続き情報提供を行う必要がある。継続して県内の各視覚障がい者支援センターとの連携を図り、より当事者が公共図書館を利用しやすくなるように支援を行う。

（県立図書館）

- ① 県内の読書バリアフリーを推進するため、今後も市町村立図書館、学校図書館等への訪問や研修等を実施し、普及・啓発に努めると共に、ライトハウス点字図書館との一層の連携を図り、県内の読書バリアフリーを推進していく。

【施策の方向性④】 あいサポート運動をはじめとした共生社会実現に向けた取り組みの一つとして、県立図書館の「はーとふるサービス」等、視覚障がい者等が図書館で読書ができる環境等の周知を図ります。また、県立図書館及びライトハウス点字図書館は、市町村立図書館等における障がい者サービスを推進するため、情報提供や研修の実施に努めます。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 県内の各視覚障がい者支援センターで行われる定例の交流会等で当事者の方へ公共図書館の障がい者サービスの情報提供を行った。
- ② 定例の交流会に公共図書館の障がい者サービス担当者に来ていただき、実際に対面朗読の利用につながった例があった。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

〔県民への周知〕

- ① 県民への周知を図るため、フォーラムや研究会、サピエ図書館普及イベント等を開催した。（令和3年度から実施。参加者数：フォーラム 97名（R3）、研究会 139名（R4））
- ② 関係団体等と連携して出前図書館を実施し、非来館者への周知を図った。（実施回数：令和4年度・令和5年度 延べ8回）
- ③ サービス紹介リーフレットを県立図書館及び関係各課から関係団体等へ配布を行った。（令和5年度実施。リーフレット送付数：延べ563箇所）

〔市町村立図書館等への情報提供・研修等の実施〕

- ④ 啓発パネルを製作し、館内展示を実施すると共に市町村立図書館等へ読書支援機器等と共に貸し出した。（令和3年度製作。令和4年度から貸出開始。貸出館数：延べ20館）
- ⑤ 県内図書館への普及と理解を進めるため、市町村立図書館や学校図書館等への訪問相談や図書館職員等を対象とした研修を継続実施した。（令和3年度以前から実施。研修参加者：図書館業務専門講座 令和3年度から令和5年度 延べ237名 ※令和4年度は研究会と兼ねる）

<関連する指標の達成度>

指標	参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
	R元	R2	R3	R4	R5		
県立図書館の「はーとふるサービス」利用登録者数	66	67	70	79	99	120	82%

<各方面からいただいた主な意見>

〔県民への周知〕

- ① 各視覚障がい者支援センターで行われる定例の交流会での情報提供が、当事者の対面朗読の継続的な利用に繋がり、ご本人も楽しんでおられる様子だ。
- ② 視覚障がいについてのフォーラムが少ないので、今回は展示もあり情報が得られてよかった。
- ③ 障がいにより読書をあきらめる人がないよう、読書方法やサービス提供についてもっと周知することが必要だと思った。有意義な時間であった。
- ④ 高齢になって読みづらくなって来られた方、上肢障がいのある方、一般校に通う支援が必要な子ども達への情報提供や支援を積極的にしていけないといけない。
- ⑤ ライトハウス点字図書館、県立図書館をはじめとする公立図書館の役割分担が必要ではないか。

〔市町村立図書館等への情報提供・研修等の実施〕

- ⑥ 図書館の障がい者サービスに何が必要か等、わかりやすく説明があり、勉強になった。
- ⑦ マルチメディアデイジー図書について、今日の話聞いて具体的に良さを知ることができた。更に勉強して必要としている子どもたちに届けられるようにしたい。

- ⑧ 学校現場での実践事例、当事者の発表、支援する立場の者の発表、電子書籍についてと読書バリアフリーに関する様々な立場、内容について多角的に学ぶことができた。特に当事者の方のお話は貴重だった。初めて知ることもあり、大変勉強になった。

評価 評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況、指標の達成状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 視覚障がい以外の読書困難者への情報提供を図るため、引き続き、行政や公共図書館と連携を図り、障がい者サービスを必要とする読書困難者の情報共有、支援を継続する。

（県立図書館）

- ① 関係機関・団体、市町村立図書館等と連携し、役割分担・共働しながら、周知啓発のための取組を進め、当事者や関係者に広く知られるよう広報の強化を図る。特に、情報が十分に届いていない、高齢の方、上肢障がいのある方、一般校に通う支援が必要な子ども達への情報提供のための取組を進める。

【施策の方向性⑤】 県立図書館は、閲覧室内の「はーとふるサービスコーナー」において、アクセシブルな資料を充実させるとともに、マルチメディアデージーを視聴体験するためのパソコンや拡大読書器を設置します。また、ピクトグラムや分かりやすい表現を使用した利用案内や、音声読み上げに対応したホームページを作成するなど、利用者のニーズの把握に努めながら、施設の整備や設備、情報提供体制など必要なサービスの充実を図ります。

<主な事業（取組状況）>

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 国の委託事業（読書バリアフリーコンソーシアム事業）を活用して、デージー図書や読書支援機器を紹介できるようリニューアルし、コーナーの充実を図った。（令和3年度実施。デージー図書整備：1,303点）
- ② 利用者の利便性の向上を図るため、録音図書再生機、読書支援機器等の購入を行った。（令和3年度以前から実施。デージー再生機、携帯型拡大読書器、電子ルーペ等購入。）
- ③ 認知症本人ミーティングで図書館ツアーを行い、いただいた意見を基に貸出レシートや日限票を視認性の高いものに変更し、利用者の利便性向上を図った。（令和5年度実施。）

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 貸出レシートが見やすくなった。
- ② サービス紹介リーフレットに手話の動画が付いていると分かりやすくてよい。
- ③ 認知症の人は、足元が不安で目線を上げて歩くことが難しいため、床面にサインがあるとよい。
- ④ ホームページをウェブアクセシビリティ方針に沿ったものに改善してほしい。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。今後も、利用者のニーズに沿ったサービスの充実のための取組を進める。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（県立図書館）

- ① 読書バリアフリー協議会や個別訪問等を通じて、ニーズ把握に努め、環境整備に反映させ、サービス内容や情報提供体制等の一層の充実を図る。
 - ・手話の動画を作成し、QRコード化してリーフレットに添付予定。（令和6年度予定。）
 - ・館内標示を見直し、わかりやすい館内標示を整備予定。（令和6年度予定。）
- ② 職員のスキルアップのための研修受講等を通して、サービス向上のための最新の情報入手に努める。

【施策の方向性⑥】 学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、県立図書館内の学校図書館支援センターが中心となって研修等を実施します。また、設置者である各教育委員会等に対し、司書教諭・学校司書の配置や、司書教諭をはじめ学級担任や通級担当教員、特別支援教育コーディネーター及びLD等専門員等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図ります。

<主な事業（取組状況）>

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 図書館業務専門講座や学校図書館活用教育普及講座等、学校関係者を対象とした研修等の開催や講師派遣により、学校図書館の活用について理解を深め、学ぶ機会を提供することができた。（令和3年度以前から毎年実施。参加者数：図書館業務専門講座 令和3年度から令和5年度 延べ237名 ※令和4年度は研究会と兼ねる）
- ② 特別支援学校図書館教育研究会と連携し、研修を実施した。
- ③ 市町村の研修等に講師として参加し、教員間の連携等について理解促進を図った。

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 講座で紹介された学校図書館の実践は、年間活用計画とテーマ展示の関連等、自校と比較したり、参考にしたり出来る内容だった。
- ② 【再掲】学校現場での実践事例、当事者の発表、支援する立場の者の発表、電子書籍についてと読書バリアフリーに関する様々な立場、内容について多角的に学ぶことができた。特に当事者の方のお話は貴重だった。初めて知ることもあり、大変勉強になった。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（県立図書館）

- ① 引き続き学校関係者等を対象とした研修等を開催すると共に、司書教諭・学校司書以外の教職員への周知啓発が不足しているため、研修の実施等理解促進に向けた取組を進める。
- ② 教職員間の連携の重要性についても周知を図っていく。

【施策の方向性⑦】 インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、視覚障がい等のある児童生徒及び学生等が在籍する初等中等教育機関及び高等教育機関において読書環境を保障することが重要であり、以下の取組を推進します。

・ライトハウス点字図書館及び県立図書館と市町村立図書館及び学校図書館の連携を図り、視覚障がい等のある児童生徒を支援するための取組を進めます。

・県及び市町村教育委員会を通して、各学校に対し、視覚障がい等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図ります。

・県内大学の学生支援センターなど大学等の障がい学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令(昭和45年政令第335号)において視覚障がい者等のための複製が認められる者として位置付けられていることについて大学等に周知するとともに、大学等の図書館と学内の障がい学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化することが必要です。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 県立図書館や公共図書館にてデジタイズ教科書の紹介を含めた「マルチメディアデジタイズ体験会」を行った。
- ② 「体験会」を実施するにあたって当事者の親の会とも連携して、読書困難のある児童生徒への支援の情報提供を行った。
- ③ 福祉・教育分野の大学生に向けて「マルチメディアデジタイズ」の講義を行った。
- ④ 大学図書館（鳥取大学、環境大学、鳥取短期大学）に訪問し、大学との情報共有を図った。（令和4年度）
- ⑤ 大学図書館の障がい者サービスへの現状把握を行った。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① ライトハウス点字図書館と連携し、マルチメディアデジタイズ体験会を開催した。（令和4年度実施。参加者：9名）
- ② 特別支援学校と連携し、卒業後の公共図書館利用につなげるための図書館活用講座を開催した。（令和4年度から実施。実施校数：延べ3校）
- ③ 特別支援学校向けのセットを用意する他、学級文庫として利用するための大量貸出にも対応している。（令和3年度以前から実施。市町村立図書館・学校図書館等への貸出冊数：94,663冊（R5）※総数）

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 講座を受けて、日常の図書館利用につながった子どももいる。非常に良い取組だと思うので、是非続けて欲しい。他の校種にも取組を広げて行って欲しい。
- ② 研修はじめ、特別支援学校・県立図書館・点字図書館が連携していくのが良いのではないかと。
- ③ 【再掲】一般校に通う支援が必要な子ども達への支援を積極的にしていかないといけない。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。大学等への情報提供については取組の強化が必要。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 県教育委員会や各市町村教育委員会、教育局や大学図書館との連携が充分でないため、引き続き、関係各所と情報共有を図り当事者への支援を継続する。

(県立図書館)

- ① 普通校に通う視覚障がい者等の児童・生徒への情報提供を図るため、LD 等専門員をはじめ関係者への周知を図ると共に、関係課と連携し、支援のための取組を進める。
- ② 大学とも資料搬送等のネットワークは構築しているが、視覚障がい者等のための複製が認められることについても周知し、関係部局との情報共有を促進するための取組を進める。

【施策の方向性⑧】 ライトハウス点字図書館は、公立図書館等との連携を図り、視覚障がい者等に対し、様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供するとともに、点字・録音図書等の郵送サービスを含む地域の視覚障がい者に対するアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施することが必要です。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① デイジー教科書の利用への支援等、マルチメディアデイジー利用推進を各公共図書館と連携し行った。
- ② サピエ利用等通して読書困難な方への郵送による点字・録音図書貸出を円滑に行った。
(貸出数：11,279冊 (R3)、8,014冊 (R4)、9,408冊 (R5))

<関連する指標の達成度>

指標	参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
	R元	R2	R3	R4	R5		
ライトハウス点字図書館の利用登録者数	327	328	335	346	348	400	87%

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 公共図書館から鳥取県ライトハウスを紹介され、デイジー教科書を利用した児童の家族から、口コミで新たな利用に繋がった例があった。
- ② 点字図書館が、学校や図書館に対して多彩な取組みをしている例は（全国的にも）少なく、鳥取県の点字図書館の取組は大変素晴らしい。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況、指標の達成状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 「支援機器の体験会」等を公共図書館と連携して実施し、さらに県民への周知を図る必要がある。
- ② サピエ図書館から直接ダウンロードして利用される方の増加等により、郵送で音声デイジーなどのバリアフリー図書を送る貸出数は全国的に減少傾向にあるが、引き続き、アクセシブルな書籍や端末機器の貸出等、情報提供を継続する。

【施策の方向性⑨】 ライトハウス点字図書館が担ってきた音訳図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能は、視覚障がい者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つものであることから、県立図書館や市町村立図書館等との連携を推進します。また、市町村や関係団体等と協議しながら、ライトハウス点字図書館の利用対象者の範囲について、アクセシブルな書籍等を必要とする方が利用できるよう、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実を図ることが必要です。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 支援端末機器の貸出、及び支援機器の環境の整備を行った。
- ② 現在、プレクストーク48台、その他の端末機器35台保有（内マルチメディアデージー利用の為iPad20台保有（タブレット7台貸出：内デージー教科書利用者4名）

<関連する指標の達成度>

指標		参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
		R元	R2	R3	R4	R5		
ライトハウス点字図書館 のアクセシブルな書籍等	年間貸 出冊数	11,004	9,960	11,279	8,014	9,408	13,200	71%

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 【再掲】 公共図書館から鳥取県ライトハウスを紹介され、デージー教科書を利用した児童の家族から、ロコミで新たな利用に繋がった例があった。
- ② 【再掲】 点字図書館が、学校や図書館に対して多彩な取組みをしている例は（全国的にも）少なく、鳥取県の点字図書館の取組は大変素晴らしい。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況、指標の達成状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① センスプレーヤー等新しい支援機器の使用法の周知を図る必要があるため、各視覚障がい者支援センターや公共図書館と連携して、引き続き当事者への支援機器の使用法のレクチャーを行う。
- ② サピエ図書館から直接ダウンロードして利用される方の増加等により、郵送で音声デージーなどのバリアフリー図書を送る貸出数は全国的に減少傾向にあるが、引き続き、アクセシブルな書籍や端末機器の貸出等、情報提供を継続する。

【施策の方向性⑩】 国立国会図書館の視覚障がい者等用データやサピエ図書館の十分な活用を図るため、視覚障がい者だけでなく視覚による表現の認識が困難な者も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図ります。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 市町村立図書館訪問の訪問の際には、サピエ図書館の利用で不明な点等ないか、情報共有を行った。
- ② 巡回の際には、公共図書館からサピエ図書館のマルチメディアデジターをダウンロード処理を行い、読書困難な個人利用者への貸し出し方やサピエ登録館間の郵送によるデジター図書の貸し借り方法等の質問があり個別に対応した。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 県民への周知を図るため、サピエ図書館普及イベントを開催した。（令和5年度実施。東部・中部・西部延べ4回開催）
- ② 国立国会図書館やサピエ図書館の案内も加える形で「はーとふるサービス」リーフレットの改訂を行い、関係機関・団体への配布等を行った。（令和5年度改訂。送付数：204箇所）

<関連する指標の達成度>

指標	参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
	R元	R2	R3	R4	R5		
サピエ会員(個人会員)の登録者数	80	79	77	83	88	150	59%

<各方面からいただいた主な意見>

- ① サピエの利用を勧めて欲しい。サピエから直接ダウンロードができる就非常便利。再生機について、iPhoneのアプリが利用できる等の情報も流してほしい。
- ② 一般の方へ向けたサピエ広報の具体的な方法について、ラジオやSNS等を活用した広報を行ってはどうか。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調のため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① サピエ登録館であっても情報システムを十分に使いこなせていない現状があるため、引き続き、公共図書館と情報共有を図り、不明な点等あれば、個別に対応を行う。

（県立図書館）

- ① 関係機関・団体等と連携して、出前図書等の取組を通じて、情報を必要とする方に届くよう一層の周知を図る。
- ② サピエの個人会員になるためには、サピエ施設会員となっている図書館等での利用登録が必要となる。令和3年度以降新たに4館加入し、理解・普及が進んでいるが、まだ未加入の館や加入館でも理解が十分でない館もあるため、引き続き情報提供等を進めると共に、県民の方への広報にも努める。

【施策の方向性①】 ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や連携に必要な情報提供を研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて行い、多くの視覚障がい者等が視覚障がい者等用データの送信サービスやサピエ図書館を利用できるような環境の整備を進めます。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 公共図書館との共催の「マルチメディアデイジー体験会」等でサピエ図書館やは一とふるサービスの紹介を行った。
- ② 催しに会場していた読書困難な方より相談があり、後日個別対応を行いサピエ図書館の利用に繋がった例があった。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① サピエ図書館について、研修や実務担当者連絡会・訪問相談等、機会を捉えて市町村立図書館への情報提供を行い、理解・普及が進んだ。（令和3年度以降のサピエ図書館加入数：延べ4館）
- ② 国立国会図書館のサービスについて、特別支援学校・市町村立図書館への個別訪問や校長会等の機会を捉えて説明を行い、普及を図った。（承認館数：市町村1館、特別支援学校5校（R5））

<関連する指標の達成度>

指標	参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
	R元	R2	R3	R4	R5		
ライトハウス点字図書館、県立図書館及び特別支援学校の国会図書館障がい者等用データの送信承認の登録率	0%	10%	20%	20%	70%	100%	70%

<各方面からいただいた主な意見>

- ① サピエ図書館だけでなく、国会図書館からもデイジーがダウンロードでき、登録が無料であることは知らなかったのので、参考になった。
- ② サピエの個人会員等についてや郵送サービスについて等大変参考になった。
- ③ サピエの利用促進について、公立図書館の職員がもっとサービスについて把握し、周知してほしい。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況、指標の達成状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① サピエ図書館利用者の拡大のため、引き続き、公共図書館との共催の体験会等でサピエ図書館等のサービスの紹介を行う。

（県立図書館）

- ① 市町村立図書館へは、国立国会図書館のサービスについて今後情報提供を進めていくと共に、サピエ図書館についても、研修等の実施や訪問相談等を通じて引き続き情報提供を行い、環境の整備を進める。

【施策の方向性②】このような取組を進めていく中で、視覚障がい者等の障がいの特性に応じた利用しやすいサービスが提供できるよう、ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館等が連携して、サービス内容や提供体制等を充実します。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 読書に困難のある方から相談があった際には、何に困っておられるかを十分に聞き取りして、支援機器貸出等のサービスを行った。
- ② 公共図書館から対象利用者の紹介を頂いたり、相談の場に公共図書館をお借りした例があった。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 県立図書館では、研修をきっかけにわかりやすい表現の利用案内を作成し館内に設置した。（令和3年度実施。）
- ② 【再掲】ライトハウス点字図書館と連携し随時情報交換を行い、市町村立図書館への情報共有を行った。
- ③ 【再掲】利用者の利便性の向上を図るため、録音図書再生機、読書支援機器等の購入を行った。（令和3年度以前から実施。デジター再生機、携帯型拡大読書器、電子ルーペ等購入。）
- ④ 【再掲】市町村立図書館実務担当者連絡会を開催し、各館の取組や課題等について情報交換を行い、市町村立図書館等におけるサービスの向上につながった。（実務担当者連絡会参加者数：令和4年度・令和5年度 延べ52名）、令和3年度以降のサピエ図書館加入数：延べ4館）

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 遠隔手話サービスや筆談ボードなど聞こえない・聞こえにくい人への県立図書館のサービスや設備について、まとめてチラシに掲載してほしい。学校現場等でPRしやすいと思う。
- ② 【再掲】サピエの利用促進について、公立図書館の職員がもっとサービスについて把握し、周知してほしい。
- ③ 【再掲】ホームページをウェブアクセシビリティ方針に沿ったものに改善してほしい。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調のため。今後も、利用者のニーズに沿ったサービスの充実を図るための取組を進める。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 引き続き公共図書館等と連携して、サービス内容や提供体制等の充実を図り、読書の困難な方への支援を行う。

（県立図書館）

- ① 【再掲】読書バリアフリー協議会や個別訪問等を通じて、ニーズ把握に努め、環境整備に反映させ、サービス内容や情報提供体制等の一層の充実を図る。
 - ・手話の動画を作成し、QRコード化してリーフレットに添付予定。（令和6年度予定。）
 - ・館内標示を見直し、わかりやすい館内標示を整備予定。（令和6年度予定。）
- ② 【再掲】職員のスキルアップのための研修受講等を通して、サービス向上のための最新の情報入手に努める。

【施策の方向性⑬】 ライトハウス点字図書館におけるアクセシブルな電子書籍等の充実及び質の向上を図るため、製作手順や仕様の基準についてサピエ図書館を運営する者と情報交換を行い、特定書籍や特定電子書籍等の製作を行う者への製作手順等の共有を図ります。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウスによる主な取組は次のとおり。

- ① サピエ図書館について不明な点等ある時には、サピエ図書館事務局に問い合わせ、情報交換を行った。
- ② マルチメディアデイジー製作についての研修を受講した。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調のため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 引き続きサピエ図書館と情報共有を図りながら書籍の製作に係わるボランティア等への製作指導を行う。

【施策の方向性④】 ライトハウス点字図書館、県立図書館及び市町村立図書館等が連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報を共有し、製作の効率化を図ります。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 県立図書館や公共図書館と連携し特定書籍や特定電子書籍等製作ボランティアグループ等の周知を図った。
- ② 製作ボランティアグループの協力により公共図書館のバリアフリー図書に点字表示等された例もあった。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 市町村立図書館実務担当者連絡会を実施し、製作を行っている市町村の取組について情報を共有し、理解を深めた。（令和4年度・5年度実施。参加者数：延べ52名）

<関連する指標の達成度>

指標	参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
	R元	R2	R3	R4	R5		
県内のアクセシブルな書籍等(点字図書、デージー図書)のサピエ図書館への年間アップロード数	64	74	54	56	45	120	38%

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 【再掲】とても研修が素晴らしくて今後のためにも良かった。
- ② 県内の音訳団体の情報交換会があってもよいのではないか。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況はおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているが、指標についての取組を強化する必要がある。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① アクセシブルな書籍製作等に関する公共図書館のニーズと各ボランティアグループのマッチングが課題。引き続き県立図書館や公共図書館と連携し製作の効率化を図る。

（県立図書館）

- ① 関係機関・団体と連携して製作に関する情報共有を図ると共に、製作のための調査支援や情報提供等、図書館の特色を活かした支援を行い製作の効率化につなげていく。
- ② 職員のスキルアップのための研修参加等を実施し、製作に関する理解を進める。

【施策の方向性⑮】 ライトハウス点字図書館及び県立図書館は、郷土出版物を刊行する出版者と、特定書籍及び特定電子書籍等の製作に関して質の向上を図るための取組に資する情報交換を行います。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

ライトハウス点字図書館、地元の出版社での特定電子書籍等に関する意見交換を行った。（令和3年度:2回）

- ① 地域の出版社と県立図書館、点字図書館とでの点字図書やデジター図書等の特定書籍及び特定電子書籍の製作に関する課題等への共通理解が進んだ。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 郷土出版物を刊行する出版団体と協議会を通じて情報交換等を行った。（令和3年度から実施。実施回数：延べ5回）
- ② 地方出版物のデジタル化に関わる勉強会等を開催し、県内の出版社・印刷会社等と意見交換を行い、情報共有を図った。（令和3年度・4年度実施。実施回数：延べ3回）

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 日本の電子書籍の大半がコミックであり、それ以外については紙の本ほど売れていないという現状があるが、少しずつ進めてはいる。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調のため。引き続き情報交換を行っていく必要がある。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 今後も県立図書館や地元出版社と情報共有を行い、特定書籍及び特定電子書籍の製作に関する質の向上を図る。

（県立図書館）

- ① 読書バリアフリー協議会等を通じて情報交換を行うと共に、引き続き、郷土出版物を刊行する出版社等の出版情報収集に努め、電子書籍等を含め郷土出版物の購入を進める。

【施策の方向性⑥】 視覚障がい者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり、支援の必要な者が必要な支援を受けられるよう、以下の取組を推進します。

- ・ライトハウス点字図書館と公立図書館が連携し、視覚障がい者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等に関する情報を提供します。なお、読書困難者の読書を支援する拡大読書器、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デジプレイヤー等の機器について、個々の状態に応じた活用となるよう留意します。
- ・ライトハウス点字図書館、公立図書館が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障がい者等用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する相談を受けるとともに、訪問による支援の実施や講座の開催などにより機器活用方法の習得を支援します。また、端末機器の貸出等を行うことにより、送信データの活用推進を図ります。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 読書困難な対象利用者に支援機器を貸出した後にも定期的に利用状況等を確認し、その後のフォローアップを行っている。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 館内展示や館外での出前図書館を実施し、機会を捉えて情報提供を行った。（出前図書館実施回数：延べ8回）
- ② 「はーとふるサービスリーフレット」の改訂を行い、関係機関への配布等を通して周知を図った。（令和5年度実施。リーフレット送付数：204箇所）
- ③ 利用者からの個別の相談や問い合わせ等に対し、習得支援や機器貸出等を行った。（令和3年度以前から実施。）
- ④ 【再掲】国の委託事業（読書バリアフリーコンソーシアム事業）を活用して、デジ図書や読書支援機器を紹介できるようリニューアルし、コーナーの充実を図った。（令和3年度実施。デジ図書整備：1,303点）
- ⑤ 【再掲】利用者の利便性の向上を図るため、録音図書再生機、読書支援機器等の購入を行った。（令和3年度以前から実施。デジ再生機、携帯型拡大読書器、電子ルーペ等購入。）

<関連する指標の達成度>

指標		参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
		R元	R2	R3	R4	R5		
県立図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器	貸出数	270	155	101	83	15	500	3% ※2
ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器	貸出数	6	16	25	26	16	60	27%

※2 アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の貸出数の減少した要因として、録音図書再生機の貸出数には、個人貸出の他に市町村立図書館への貸出数も含まれているため、市町村における再生機の整備が進んできたことも考えられる。個人貸出についても、市町村が実施主体となる視覚障がい者への日常生活用具給付等事業を利用した購入により再生機を利用される方が増えたことが考えられる。また、録音図書再生アプリの開発等のICT環境の変化により、個人のパソコンやスマートフォン等で再生できる環境が進んできたことも、貸出が減少した一因と考えられる。

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 「デジ教科書」等のマルチメディアデジに関わるiPad等の利用については、定期的にデータ更新も行われるので、利用者も大分扱いに慣れてきている。
- ② デジ教科書とデジ再生アプリの違いや、他の読み上げコンテンツを知ることができた。
- ③ 【再掲】視覚障がいについてのフォーラムが少ないので、今回は展示もあり情報が得られてよかった。
- ④ サピエの個人会員として、個人の端末でダウンロードできる環境をつくれれば、おのずと機器の貸出

数は減ると思う。機器の貸出数は追わなくてもいいのではないか。

評価 C：やや遅れている（計画通り進んでいるが多少の見直しが必要）

（理由）取組は順調だが、指標の達成が難しい状況のため。取組を強化する共に、指標の見直しについても検討が必要。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 高齢になり見えにくくなった方等への相談支援の拡大
- ② 今後も継続して公共図書館等のイベントの際に支援機器等の情報提供や貸出を行う。

（県立図書館）

- ① 市町村等での再生機器の整備が進んだこと等も減少の一因と考えられるため、今後指標についての検討も必要。
- ② 端末機器等に関する情報提供を充実させるため、活用講座や勉強会等を実施し、機器の普及と周知を進める。

【施策の方向性⑰】 上記の取組を推進するため、ライトハウス点字図書館、公立図書館等が連携し、視覚障がい者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう、端末機器等の習得支援等を行う県立図書館及び市町村立図書館等の職員等に対する研修を実施します。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 公共図書館等から依頼がある時には、職員対象に「マルチメディアデイジー」の研修等実施した。
- ② 研修をきっかけに支援機器等も公共図書館に貸し出し、使っていたただいて自館購入につながった例もあった。

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 障がい者サービスに関する研修等を開催し、図書館職員等への理解促進を図った。
(令和3年度から実施。参加者数：フォーラム97名(R3)、研究会139名(R4)等)

<各方面からいただいた主な意見>

- ① マルチメディアデイジーを見たことはあったが、実際のダウンロード方法などの実演を見せていただき勉強になった。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

(理由) 事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

(障がい福祉課・ライトハウス点字図書館)

- ① 今後も継続して職員向けの研修を行い、公共図書館での実際の導入に繋がるようにする。

(県立図書館)

- ① 図書館員を対象とした研修等において、端末機器等をテーマにした講座等を実施し、理解促進を図る必要がある。

【施策の方向性⑧】小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校におけるICT環境整備が進められていることも踏まえ、県立図書館内の学校図書館支援センターが中心となって、各教育委員会の指導主事等に対してその趣旨を説明する等、その周知を図ります。

<主な事業（取組状況）>

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 学校司書のためのICTスキルアップ講座等、学校職員向けの研修等を開催した。（参加者数：119名（R5））

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 図書館でのICT活用を今年度は本格的にしていこうという目標のもとやっていたので、ピッタリの講座だった。
- ② ICTに不慣れなので、改めて様々な活用方法を学びなおすことができ良かった。
- ③ 公共図書館等で沢山啓発されているが、もっと違う角度で学校等色々な所で働きかけるのが良いのではないか。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（県立図書館）

- ① 研修や訪問等の機会を通じて、広く学校関係者等へアクセシブルな書籍等やそれらを利用するための端末機器等に関する情報及び利用方法について周知し、学校におけるICTを活用した支援の促進を図る。

【施策の方向性⑨】 司書及び司書補（以下「司書等」という。）、司書教諭及び学校司書並びに職員、ボランティア及び図書館協力者（以下「職員等」という。）を対象に、県立図書館が中心となってライトハウス点字図書館とも連携し、障がい者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、公立図書館においては、障がい当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を行います。

<主な事業（取組状況）>

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 【再掲】障がい者サービスに関する研修等を開催し、障がい者サービスに関する理解促進を図ると共に、読書支援機器等の使用方法についても習熟するための機会を提供した。
(令和3年度から実施。参加者数：フォーラム 97名 (R3)、研究会 139名 (R4) 等)

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 読書バリアフリーについての様々な実践事例を知ることができた。学びの多い講座だった。
- ② 【再掲】図書館の障がい者サービスに何が必要か等、わかりやすく説明があり、勉強になった。
- ③ 【再掲】マルチメディアデイジー図書について、今日のお話を聞いて具体的に良さを知ることができた。更に勉強して必要としている子どもたちに届けられるようにしたい。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（県立図書館）

- ① ライトハウス点字図書館をはじめ、関係機関・団体等と連携し、研修会等を行い、司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上のための取組を進める。

【施策の方向性⑩】 ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館等及びそこで活動するボランティア団体等における点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修を実施し、質の向上を推進します。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 地域の点訳・音訳ボランティア団体と密に連絡を取り、分からない点等ある時には、レクチャーをしたり、スキルアップ研修等を通じて質の向上を推進した。（音訳ボランティアスキルアップ研修：令和3・4・5年度実施、点訳ボランティアスキルアップ研修：令和3年度実施）

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 【再掲】市町村立図書館実務担当者連絡会を実施し、製作を行っている市町村の取組について情報を共有し、理解を深めた。（令和4年度・5年度実施。参加者数：延べ52名）

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 【再掲】とても研修が素晴らしくて今後のためにも良かった。
- ② 【再掲】倉吉市立図書館では毎年音訳ボランティアの交流会を実施しており、その会を通して自分たちの課題を見つけることができている。県内の音訳団体の情報交換会があってもよいのではないかと。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 引き続き研修等を実施し、新たなボランティアを獲得できるようにボランティアについての周知活動を行う。

（県立図書館）

- ① 【再掲】関係機関・団体と連携して製作に関する情報共有を図ると共に、製作のための調査支援や情報提供等、図書館の特色を活かした支援を行い製作の効率化につなげていく。
- ② 【再掲】職員のスキルアップのための研修参加等を実施し、製作に関する理解を進める。

【施策の方向性②】点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の不足が課題となっており、この分野における人材の確保が必要となっています。このため、ライトハウス点字図書館、県立図書館及び市町村立図書館等並びに県及び市町村が連携して、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組めます。なお、製作人材の確保に関しては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策を関係者間で検討していく必要があります。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 点訳・音訳ボランティア養成講習会を通じて人材の育成や活動支援に取り組んだ。（令和3年度、令和4年度実施。）

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 読書バリアフリーフォーラムを開催し、ライトハウス点字図書館、音訳ボランティア団体の取組について、パネリストとして各団体より紹介いただき、広く県民に知っていただく機会となった。（令和3年度実施。参加者数：フォーラム97名）
- ② 関係団体個別訪問を実施し、音訳ボランティア団体の活動状況等について教えていただいた。（令和3年度から実施。）
- ③ 【再掲】市町村立図書館実務担当者連絡会を実施し、製作を行っている市町村の取組について情報を共有し、理解を深めた。（令和4年度・5年度実施。参加者数：延べ52名）

<関連する指標の達成度>

指標	参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
	R元	R2	R3	R4	R5		
点訳・音訳奉仕員(ボランティア)の数	213	221	231	242	242	310	78%

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 障がい当事者、団体の幅広い立場からの生の意見が聞けて大変勉強になった。
- ② 読書バリアフリーの取組が皆さんに周知されることによって、ボランティアに結びつくということもあるのではないかと。
- ③ 【再掲】倉吉市立図書館では毎年音訳ボランティアの交流会を実施しており、その会を通して自分たちの課題を見つけることができている。県内の音訳団体の情報交換会があってもよいのではないかと。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

（理由）事業の取組状況、指標の達成状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

（障がい福祉課・ライトハウス点字図書館）

- ① 養成講習会終了後のボランティアの能力向上への支援 ・今後もスキルアップ研修等を通じてボランティアグループ全体での能力向上を図る。

（県立図書館）

- ① 関係機関・団体等と連携し、点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作についての理解促進・活動支援を進めていく。
- ② 【再掲】関係機関・団体と連携して製作に関する情報共有を図ると共に、製作のための調査支援や情報提供等、図書館の特色を活かした支援を行い製作の効率化につなげていく。
- ③ 【再掲】職員のスキルアップのための研修参加等を実施し、製作に関する理解を進める。

【施策の方向性②】 新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制の確保にも努めます。

<主な事業（取組状況）>

障がい福祉課・ライトハウス点字図書館による主な取組は次のとおり。

- ① アクセシブルな書籍製作についての周知活動を行い、ボランティアを育成した。
- ② ボランティアと協力してテキストデイジーやマルチメディアデイジーの制作を行った。
(テキストデイジー製作ボランティア育成数・活動数：3名、マルチメディアデイジー製作ボランティア育成数・活動数：3名)

県立図書館による主な取組は次のとおり。

- ① 職員のスキルアップのための研修受講等を行い、他県の取組や新たな端末機器の情報等について知識を深めた。(令和3年度以前から実施。受講回数：令和3年度から令和5年度 延べ12回)

<各方面からいただいた主な意見>

- ① 利用者の方に合った色々なものを提案できるよう、新しい情報機器にも積極的に図書館は取組んでいたといいのではないかと。

評価 B：順調（計画通り進んでいる）

(理由) 事業の取組状況がおおむね順調で、関係者・関係先からの意見とも肯定的意見をいただいているため。

<評価を踏まえた今後の取組予定>

(障がい福祉課・ライトハウス点字図書館)

- ① 製作ボランティアの定着、新規獲得のため、今後もアクセシブルな書籍製作について周知活動を行い、ボランティアの育成、新規獲得を図る。

(県立図書館)

- ① 【再掲】関係機関・団体等と連携し、点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作についての理解促進・活動支援を進めていく。
- ② 【再掲】関係機関・団体と連携して製作に関する情報共有を図ると共に、製作のための調査支援や情報提供等、図書館の特色を活かした支援を行い製作の効率化につなげていく。
- ③ 【再掲】職員のスキルアップのための研修参加等を実施し、製作に関する理解を進める。

(2) 計画指標の達成度

前述の「(1) 2 2 項目の施策の方向性ごとの評価」中で、関連する項目に切り分けて記載済み。(再掲)

区分	指標		参考		計画の期間			R7 (目標)	達成度
			R元	R2	R3	R4	R5		
「視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等」関連	県立図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	15,379	15,676	17,428	17,674	17,995	18,500	97%
		年間貸出冊数	18,987	18,033	19,047	16,541	16,858	28,000	60%
	県立学校図書館、県立大学図書館のアクセシブルな書籍等	年間貸出冊数	233	280	313	351	465	500	93%
	ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等	年間貸出冊数	11,004	9,960	11,279	8,014	9,408	13,200	71%
	県立図書館の「はーとふるサービス」利用登録者数		66	67	70	79	99	120	82%
	ライトハウス点字図書館の利用登録者数		327	328	335	346	348	400	87%
「インターネットを利用したサービスの提供体制の強化」関連	サピエ会員(個人会員)の登録者数		80	79	77	83	88	150	59%
	ライトハウス点字図書館、県立図書館及び特別支援学校の国会図書館障がい者等用データの送信承認の登録率		0%	10%	20%	20%	70%	100%	70%
「特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援」関連	県内のアクセシブルな書籍等(点字図書、デイジー図書)のサピエ図書館への年間アップロード数		64	74	54	56	45	120	38%
「端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援」関連	県立図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器	貸出数	270	155	101	83	15	500	3% ※2
	ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器	貸出数	6	16	25	26	16	60	27%
「製作人材・図書館サービス人材の育成等」関連	点訳・音訳奉仕員(ボランティア)の数		213	221	231	242	242	310	78%

※2【再掲】アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器の貸出数の減少した要因として、録音図書再生機の貸出数には、個人貸出の他に市町村立図書館への貸出数も含まれているため、市町村における再生機の整備が進んできたことも考えられる。個人貸出についても、市町村が実施主体となる視覚障がい者への日常生活用具給付等事業を利用した購入により再生機を利用される方が増えたことが考えられる。また、録音図書再生アプリの開発等の ICT 環境の変化により、個人のパソコンやスマートフォン等で再生できる環境が進んできたことも、貸出が減少した一因と考えられる。

3 結果総括

【障がい福祉課】

計画策定以降、アクセシブルな書籍の制作、支援端末機器の整備、体験会の開催等、視覚障がい者等の読書環境整備が順調に進んでいる。引き続き、鳥取県ライトハウス点字図書館や県立・市町村立図書館等関係機関と連携し、読書が困難な方々に利用しやすい読書環境の整備や必要な情報を得やすい環境整備を進めていきたい。

【県立図書館】

新型コロナの影響もあり、数値目標に係る結果が策定時よりも下がる指標もあったが、コロナ禍であっても関係機関・団体等と連携しながら、読書バリアフリー推進に向けた取組を概ね推進することができた。

これまでの取組による成果と課題、読書バリアフリー協議会や学校現場・市町村立図書館他、各方面からいただいた意見を踏まえ、引き続き県内の視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に向け、関係機関・団体等と連携し、計画に沿った取組を進めていきたい。特に、広報の強化、インターネットを利用したサービスの普及、人材確保や育成等について、今後重点的に取組を進めていきたい。

4 参考1 評価のための意見聴取の状況

(1) 鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会

〔協議会の概要〕：鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画に基づく、鳥取県の読書バリアフリー推進事業等の取組状況等について、事業等の評価や進行に関する有識者等の意見を聴取することを目的として開催。

〔開催概要〕

令和3年度（令和4年1月25日）

- ・読書バリアフリー推進に係る令和3年度の取組について
- ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について
- ・今後の電子化に向けた取組等について

令和4年度第1回（令和4年9月22日）

- ・読書バリアフリー推進に係る令和3年度の取組について
- ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について

令和4年度第2回（令和5年2月14日）

- ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について
- ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組計画について

令和5年度第1回（令和5年8月25日）

- ・読書バリアフリー推進に係る令和4年度の取組について
- ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について
- ・鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画における具体的な指標の評価について

令和5年度第2回（令和6年2月26日）

- ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について
- ・読書バリアフリー推進に係る令和6年度の取組計画について
- ・中間評価に向けた取組の強化について
- ・来年度の関係者協議会委員の増員等について

令和6年度第1回（令和6年7月22日）

- ・読書バリアフリー推進に係る令和5年度の取組について
- ・読書バリアフリー推進に係る令和6年度取組計画について
- ・中間評価について

(2) 鳥取県立図書館協議会

令和6年度第1回（令和6年10月3日）

- ・読書バリアフリー計画の中間評価等について

(3) 鳥取県教育委員会

令和6年10月（令和6年10月30日）

- ・読書バリアフリー計画に係る現時点での評価等について

「鳥取県読書バリアフリー計画」に係る現時点での評価に係る意見まとめ

「鳥取県読書バリアフリー計画に係る現時点での評価」について、いただいた意見等は以下のとおり。

○令和6年度第1回鳥取県立図書館協議会

【日 時】令和6年10月3日(木)

【議 題】読書バリアフリー計画の中間評価等について

【主な意見・質問等】

- ・鳥取県が全国に先駆けて読書バリアフリー計画を策定し、そこに数値目標が盛り込まれたという点は特筆すべきこと。
- ・数値が低く目標に達していないものもあるが、今後見直しも行われると思われるし、こういった項目を数値目標にしていくのか前例がない中で試行錯誤しながら作られたものであり、やむを得ない部分もあるのではないかと。

○10月定例教育委員会

【日 時】令和6年10月30日(水)

【議 題】鳥取県読書バリアフリー計画に係る現時点での評価等について

【主な意見・質問等】

ア 特定書籍等製作について

質問:特定書籍等の製作人材の確保が課題とあるが、今後具体的にどのようなことを進めていくのか。

回答:障がい福祉課の委託を受けたライトハウス点字図書館を中心に進めている。製作はボランティアに支えられている部分でありなかなか難しいが、図書館でどのような取組ができるか今後検討していきたい。

質問:アクセシブルな書籍製作等に関する公共図書館のニーズと各ボランティアグループのマッチングが課題とあるが、そのような図書館側とボランティアのミスマッチがあった場合、どうしているか。

回答:現在は当事者の方のニーズに沿った製作を行っているが、製作に時間のかかるものがあったり、当事者の方も沢山おられたりということもあり、ニーズと製作能力とのミスマッチが課題となっている。

イ 一般校に通う支援が必要な子どもたちへの情報提供について

質問:視覚に問題はないが読みに困難を抱える子どもも多い。そういった子ども達への具体的な手立てとして、どのようなことを予定しているのか。

回答:令和6年度は特別支援教育課と連携し、県内に配置されているLD等専門員の連絡会に出席し、読書バリアフリーの取組について周知を図った。周知・啓発の手段として、個別の子どもへ必要な支援を届けるために担任等教員へアプローチしていくことを検討している。また、子どもに自身の障がいを知ってもらうためにマンガを利用したチラシの作成・配布等を検討しており、まんが王国官房等関係先とも十分相談しながら進めていきたい。

意見：子どもへの働きかけについては、司書教諭・学校司書だけがその役割を担うのではなく、担任等他の教職員も自分なりに工夫していくことが必要だ。教職員への周知・啓発を今後進めてほしい。

「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」改訂に向けて

現時点での評価等（中間年である令和5年度末までの状況）と国の基本計画の改訂状況を踏まえ、令和7年度の本県計画改訂に向け、計画が実行性のあるものになるよう、今後どのような取組を行っていくべきか、委員の皆様からご意見を伺いたい。

1 評価等において明らかになった課題

引き続き、県内の視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に向け、関係機関・団体等と連携し、役割分担・協働しながら、特に次の取組を進める必要がある。

(1) 読書バリアフリー推進に係る普及・啓発活動について

- ア 当事者・県民一般への普及啓発を一層進める必要がある。（特に、見えづらさのある高齢者の方、上肢障がいのある方、一般校に通う支援が必要な子ども達等。）
- イ 学校・教育機関への周知が不足しているため、一層の情報提供に努める必要がある。また、司書教諭以外の教職員・大学等への周知・啓発も必要である。
- ウ サピエ図書館の普及に向けた取組を進める必要がある。利用方法を含めた県民への広報と共に、市町村立図書館をはじめとする図書館関係者への理解促進を継続して図っていく必要がある。
- エ アクセシブルな書籍等の利用を促進するための時代に応じた幅広い情報を提供する必要がある。

(2) 環境整備について

- ア 当事者等のニーズ把握に努め、図書館サービスの内容や提供体制等の一層の充実を図る必要がある。
- イ 身近な図書館を円滑に利用できるよう、引き続き県内図書館との情報共有を図りながら環境整備を進める必要がある。

(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作支援、製作人材の育成・人材確保について

- ア 製作に携わる人材の不足が課題となっている。関係者間で連携しながら人材確保・育成に向けた取組を一層強化していく必要がある。
- イ 製作のノウハウの情報共有等、製作の効率化のための取組を進める必要がある。

2 国の基本計画改訂状況

(1) 改訂時期

令和7年3月公表予定

(2) 主な見直し点等（※補足・追記された事項等について、基本計画（第二期）案より一部抜粋。）

- ・地方公共団体の計画策定が望まれる。
- ・「基本的施策に関する指標」の追加。
（指標の項目：「バリアフリー関係設備の整備状況」、「ICT サポートセンターの都道府県別設置状況」等）
- ・各図書館等においては、障害者のアクセシビリティを保障するということと、「障害者サービスの提供」という側面だけで捉えるのではなく、地域共生社会の実現という考えを持って臨むことが重要。
- ・アクセシブルな電子書籍等の「量的拡充」及び「質の向上」のいずれにおいても、技術による解決を図ることの重要性が高まっている。
- ・公立図書館等において、アクセシブルな書籍等について紹介するコーナーの設置を促進する。
- ・出版者から特定書籍等製作者に対する円滑な電磁的記録の提供の仕組みについて検討する。
- ・国は、出版関係者との検討の場を設け、アクセシブルな電子書籍等の製作及び販売等の促進を図る。
- ・公立図書館等において求められる障害者サービスが高度・多様化しており、ICT 技術等の進展などもあることから、各研修についても、社会の変化に対応していく必要がある。

3 今後の鳥取県読書バリアフリー推進に係る関係者協議会の予定

令和6年度第3回(2月)

- ①令和6年度事業実施状況、令和7年度事業計画について
 - ②鳥取県読書バリアフリー計画の改訂方針及び次期計画の基本方針・構成等について
-

令和7年度第1回(5月)

- ①読書バリアフリー計画改訂の骨子案について

令和7年度第2回(7月)

- ①令和6年度事業報告、令和7年度事業実施状況について
- ②読書バリアフリー計画改訂案について

令和7年度第3回(10月)

- ①読書バリアフリー計画改訂案(意見等反映版)について
- ②パブリックコメント案の協議

令和7年度第4回(2月)

- ①令和7年度事業実施状況、令和8年度事業計画について
- ②パブリックコメント報告
- ③読書バリアフリー計画改訂案(パブリックコメント反映版)について

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進
に関する計画

鳥 取 県
令和3年3月

目次

I はじめに	
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
4 計画の対象	2
5 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題	2
6 本計画の周知及び啓発	3
7 計画の推進体制	3
II 基本的な方針	
1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供	3
2 アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上	3
3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮	4
III 施策の方向性	
1 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)	4
(1) アクセシブルな書籍等の充実	4
(2) 円滑な利用のための支援の充実	5
2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)	6
3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(第11条関係)	7
4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援 (第14条・第15条関係)	7
5 製作人材・図書館サービス人材の育成等(第17条関係)	8
(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上	8
(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成	8
IV 指標	10
V 用語集	11

鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画

I はじめに

1 計画の趣旨

令和元年6月28日「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下「読書バリアフリー法」という。）」が施行されました。この法律には、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する基本理念が定められており、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。

本県では、障がいを知り共に生きる社会を目指し、障がいの特性を理解し、その特性に応じた必要な配慮をするとともに、障がいのある人が困っている時にちょっとした手助けを行う「あいサポート運動」をスタートさせ、その運動は国内外に広がっています。その他、障がい福祉サービスの充実や全国に先駆けて手話言語条例を制定するなど、さまざまな取組を重ねてきました。

鳥取県立図書館（以下「県立図書館」という。）では、図書館利用に障がいがある人へのサービスとして「はーとふるサービス」を実施しています。なかでも、視覚による表現の認識が困難な利用者に対しては、録音図書とその再生機の貸出や郵送貸出を行うなどのサービスを実施するとともに、大活字本の充実や拡大読書器の設置などの読書環境の整備にも努めています。また、横断検索システムや県立図書館の物流システムによる配本サービスなど、県内に構築された図書館ネットワークによる、県内全域の市町村立図書館、高等学校図書館、特別支援学校図書館、大学図書館等、図書館相互の連携・協力体制が整備されており、身近な図書館で必要な資料や情報を受け取ることができるようになっていきます。そしてこのネットワークは、全国1位の資料費（県民1人当たりの資料費）に支えられています。

このように本県では視覚障がい者等に対して様々な取組が行われていますが、読書バリアフリー法の理念をさらに具体化するため、本計画を策定し、障がいの有無にかかわらず全ての県民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恩恵を受けることができる社会の実現に向け、県民の皆さんと一緒に取組んでいきます。

2 計画の位置付け

本計画は、読書バリアフリー法第8条第1項の規定に基づき、鳥取県における視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画について定めるものです。

3 計画の期間

本計画は令和3年度から令和7年度までを対象とします。計画の策定後は、定期的に進捗状況を把握・評価していくものとします。

4 計画の対象

読書バリアフリー法第2条第1項において定義されている視覚障がい者等（視覚障がい者、

読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、ロービジョン者など障害者手帳の所持の有無は問わない。)を本計画においても対象とします。

なお、読書環境の整備に当たっては、視覚障がい者等以外の、読書や図書館の利用に困難を伴う者への配慮も必要です。

また、乳幼児期、青少年期、成人期、高齢期の各ライフステージにおいて必要とされる様々な種類の書籍を考慮しつつ取り組む必要があります。なお、同項において、「書籍」には、雑誌、新聞その他の刊行物も含むこととしています。

5 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に係る意義と課題

読書は、乳幼児期から高齢期までの一生涯において、個人の学びや成長を支えるものであり、教養や娯楽を得る手段のみならず、教育や就労を支える重要な活動です。特に、学校教育段階においては、教科書以外にも、副読本、参考書、資料集、学術論文等が、学習や教育・研究に関連する活動の支えとなります。また、中等教育機関、高等教育機関及び職業教育機関への選抜試験の受験、進学や資格取得のほか、就職活動、職業生活等の人生のあらゆる段階において書籍を通じて専門知識を得ることが不可欠です。

一方で、本県において点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本など視覚障がい者等が利用しやすい図書(以下「アクセシブルな書籍」という。)や音声読み上げ対応の電子書籍、デイジー図書、マルチメディアデイジー図書、オーディオブック、テキストデータ等(以下「アクセシブルな電子書籍等」という。)はいまだ十分に普及しているとはいえず、全ての県民が等しく文字・活字文化の恩恵を受けることができる状況とはなっていません。

県立図書館では、図書館利用が困難な利用者に対して行っている「はーとふるサービス」を普及・啓発するために、館内に「はーとふるサービスコーナー」を設置し、点字図書、拡大図書、触る絵本、LLブック、布の絵本、デイジー図書、マルチメディアデイジー図書、オーディオブック等など視覚障がい者等が利用しやすい書籍等を置き、コーナーの一角にはマルチメディアデイジー図書を体験できるパソコンや拡大読書器を設置するなど、サービスの普及啓発や読書環境の整備に努めていますが、これらの資料等を必要としている利用者への周知は十分にできていないといえます。資料については、県立図書館や社会福祉法人鳥取県ライトハウス点字図書館(以下「ライトハウス点字図書館」という。)において、窓口貸出や郵送貸出により利用者に届けられています。身近な図書館でこれらの資料が必ずしも入手しやすいとはいえない状況です。

また、アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等(以下「アクセシブルな書籍等」という。)の製作等に協力する人材の確保が難しくなっており、今後の継続的な提供体制に課題があります。

6 本計画の周知及び啓発

本計画は、県政だよりへの掲載やチラシの配布等により広く県民に周知し、本計画の趣旨について啓発に努めます。

なお、周知を行う際は、支援を必要とする視覚障がい者等に情報が届くよう、県立図書館やライ

トハウス点字図書館などにおいて音声読み上げに対応したWEBページを制作するなど周知方法を工夫します。

7 計画の推進体制

県、市町村、関係団体等で読書環境の整備に関する情報交換を行い、「Ⅲ 施策の方向性」に示す方向性に沿って、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進していきます。

Ⅱ 基本的な方針

1 アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供

市場で流通している電子書籍等が少なかった時代には、著作権法第37条第1項に基づき製作された点字図書や、同条第3項に基づき障害者施設、図書館、一定の要件を満たすボランティア団体等が権利者の許諾なく製作できる録音図書、拡大図書等の書籍が、視覚障がい者等の読書環境を支える中心となってきました。

今後は、それらに加え、市場で流通する電子書籍等と、著作権法第37条第3項に基づき製作される電子書籍等を車の両輪として、両面から取組を進め、アクセシブルな電子書籍等の普及を図る時代となっています。

合わせて、アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等を整備し、貸出を行うとともに、利用のための研修を行うなど視覚障がい者等がより円滑に使える環境を整備することも必要です。

また、障がいの状況によって端末機器等を使えない場合や、紙や布といった現物の書籍が必要とされる場面・ニーズもあるため、引き続きアクセシブルな書籍の提供を継続するための取組も必要です。更に、書籍利用のためのアクセシビリティのみならず、書籍の入手や利用に係るアクセシビリティの改善・向上にも合わせて取り組む必要があります。

2 アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上

利用者の視点から、アクセシブルな書籍等の「量的拡充」及び「質の向上」を図る必要があります。

「量的拡充」は、今後のアクセシブルな書籍等のニーズの拡大に対応するため、公立図書館（県立図書館及び市町村立図書館のことをいう。）、ライトハウス点字図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館において、各々の果たすべき役割に応じ、アクセシブルな書籍等を充実させることが重要です。また、アクセシブルな書籍等を県内の視覚障がい者等に届けるため、県内の図書館ネットワークを活用するとともに、サピエ図書館等の全国的なネットワークを利用して、製作されたアクセシブルな書籍等の共有と提供を図ることが重要です。

「質の向上」については、製作に従事する者の研修が必要です。

また、「量的拡充」及び「質の向上」のいずれにおいても、これまでに製作された書籍等について、書籍・電子書籍等の形態を問わずアクセシブルなものにすることが効果的です。特に、教育や研究に必要とされるアクセシブルな電子書籍等がニーズに比して不足しており、この分野の取組が喫緊の課題です。

なお、書籍等のコンテンツや用途によって、「正確性」が求められる場合、「速報性」が求められる場合など様々であり、双方の観点のバランスを取りながら進めていくことが必要です。

3 視覚障がい者等の障がいの種類・程度に応じた配慮

視覚障がい者等の障がいの種類及び程度によって、アクセシブルな書籍等の提供媒体及び利用方法は異なります。このため、個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、拡大読書器などの読書支援機器の設置、点字やピクトグラム表示の活用など読書環境の整備に努めるとともに、障がいの特性に応じ、適切な形態のアクセシブルな書籍等を用意することが必要です。

なお、視覚障がい者等が、著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍(以下「特定書籍」という。)及び同条第2項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)の利用を希望する場合、これらの特定書籍・特定電子書籍等を視覚障がい者等の利用に供する機関においては、公益社団法人日本図書館協会の「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」を参考にするなど、障害者手帳や医学的診断基準に基づく診断書の有無に限ることなく、他の根拠資料を用いる等、柔軟な対応により障がい等の確認を行うことが適切です。

Ⅲ 施策の方向性

1 視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等(第9条関係)

【基本的考え方】

県立図書館は、市町村立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館(以下、「市町村立図書館等」という。)及びライトハウス点字図書館と連携することにより、アクセシブルな書籍等の充実やその円滑な利用のための支援を充実するとともに、視覚障がい者等がこれらの図書館を利用しやすくなるような県内の体制整備を図ります。

また、ライトハウス点字図書館については、アクセシブルな書籍等の充実、県立図書館、市町村立図書館等に対する利用に関する情報提供、視覚障がい者による十分かつ円滑な利用の推進を図ることが必要です。

(1) アクセシブルな書籍等の充実

- ・県立図書館は県内の市町村や関係機関の実情に配慮しながら、ライトハウス点字図書館や市町村立図書館等及びボランティア関係団体とも連携し、出版情報を共有するなどアクセシブルな書籍等の充実に努めます。
- ・ライトハウス点字図書館が、今まで培ってきたノウハウを生かし、引き続き障がいの種類及び程度に応じたアクセシブルな書籍等が充実するよう、ライトハウス点字図書館による製作が必要と見込まれます。

(2) 円滑な利用のための支援の充実

- ・ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館等とのネットワークを構築し、連携会議の開催、図書館間での蔵書の交換の実施等により、視覚障がい者等が身近にある図書館を円滑に利用し読書ができる環境づくりを進めます。
- ・あいサポート運動をはじめとした共生社会実現に向けた取り組みの一つとして、県立図書館の「はーとふるサービス」等、視覚障がい者等が図書館で読書ができる環境等の周知を図ります。
また、県立図書館及びライトハウス点字図書館は、市町村立図書館等における障がい者サービスを推進するため、情報提供や研修の実施に努めます。
- ・県立図書館は、閲覧室内の「はーとふるサービスコーナー」において、アクセシブルな資料を充実させるとともに、マルチメディアデジターを視聴体験するためのパソコンや拡大読書器を設置します。また、ピクトグラムや分かりやすい表現を使用した利用案内や、音声読み上げに対応したホームページを作成するなど、利用者のニーズの把握に努めながら、施設の整備や設備、情報提供体制など必要なサービスの充実を図ります。
- ・学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、県立図書館内の学校図書館支援センターが中心となって研修等を実施します。また、設置者である各教育委員会等に対し、司書教諭・学校司書の配置や、司書教諭をはじめ学級担任や通級担当教員、特別支援教育コーディネーター及びLD等専門員等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図ります。
- ・インクルーシブ教育システムの理念にのっとり、視覚障がい等のある児童生徒及び学生等が在籍する初等中等教育機関及び高等教育機関において読書環境を保障することが重要であり、以下の取組を推進します。
 - ①ライトハウス点字図書館及び県立図書館と市町村立図書館及び学校図書館の連携を図り、視覚障がい等のある児童生徒を支援するための取組を進めます。
 - ②県及び市町村教育委員会を通して、各学校に対し、視覚障がい等のある児童生徒が生涯学習の場である図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法について周知を図ります。
 - ③県内大学の学生支援センターなど大学等の障がい学生支援を担う施設は、大学図書館に類する役割や機能を有する施設であれば、著作権法施行令（昭和45年政令第335号）において視覚障がい者等のための複製が認められる者として位置付けられていることについて大学等に周知するとともに、大学等の図書館と学内の障がい学生支援担当部局等の関係部局との情報共有を促進し、相互の連携を強化することが必要です。
- ・ライトハウス点字図書館は、公立図書館等との連携を図り、視覚障がい者等に対し、様々なアクセシブルな書籍等や端末機器を活用して読書の機会を提供するとともに、点字・録音図書等の郵送サービスを含む地域の視覚障がい者に対するアクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援を引き続き実施することが必要です。
- ・ライトハウス点字図書館が担ってきた音訳図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能は、視覚障がい者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読

書環境の整備の推進に役立つものであることから、県立図書館や市町村立図書館等との連携を推進します。また、市町村や関係団体等と協議しながら、ライトハウス点字図書館の利用対象者の範囲について、アクセシブルな書籍等を必要とする方が利用できるよう、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実を図ることが必要です。

2 インターネットを利用したサービスの提供体制の強化(第10条関係)

【基本的考え方】

県立図書館、市町村立図書館等及びライトハウス点字図書館は、平常時はもちろんのこと、新型コロナウイルス感染症のような外出が困難になる状況でも読書を楽しめるよう、国立国会図書館やサピエ図書館のインターネットを利用したサービスの提供について周知を行い、アクセシブルな書籍等の十分かつ円滑な利用を促進します。

また、県立図書館、市町村立図書館等、ライトハウス点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との連携強化を図り、国立国会図書館及びサピエ図書館が提供するインターネットを利用したサービスの提供体制の強化を図ります。

- ・国立国会図書館の視覚障がい者等用データやサピエ図書館の十分な活用を図るため、視覚障がい者だけでなく視覚による表現の認識が困難な者も利用できることも含め、関係機関・団体間の連携等を通してこれらシステムの周知を図ります。
- ・ライトハウス点字図書館と県立図書館、市町村立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスについての周知や連携に必要な情報提供を研修会の開催やリーフレットの作成等を通じて行い、多くの視覚障がい者等が視覚障がい者等用データの送信サービスやサピエ図書館を利用できるような環境の整備を進めます。
- ・このような取組を進めていく中で、視覚障がい者等の障がいの特性に応じた利用しやすいサービスが提供できるよう、ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館等が連携して、サービス内容や提供体制等を充実します。

3 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援(第11条関係)

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作支援のため、質の向上を図るための取組に対する支援を行います。

- ・ライトハウス点字図書館におけるアクセシブルな電子書籍等の充実及び質の向上を図るため、製作手順や仕様の基準についてサピエ図書館を運営する者と情報交換を行い、特定書籍や特定電子書籍等の製作を行う者への製作手順等の共有を図ります。

・ライトハウス点字図書館、県立図書館及び市町村立図書館等が連携し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等に関する情報を共有し、製作の効率化を図ります。

・ライトハウス点字図書館及び県立図書館は、郷土出版物を刊行する出版者と、特定書籍及び特定電子書籍等の製作に関して質の向上を図るための取組に資する情報交換を行います。

※特定書籍・特定電子書籍等

著作権法第37条により、視覚障がい者等のために著作権者等の許諾なく点訳・音訳等により複製された書籍・電子書籍等。

4 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援 (第14条・第15条関係)

【基本的考え方】

アクセシブルな電子書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障がい者等が入手及び習得するため、必要な取組を行います。

・視覚障がい者等によるアクセシブルな書籍等の利用を促進するため、端末機器等の利用に当たり、支援の必要な者が必要な支援を受けられるよう、以下の取組を推進します。

①ライトハウス点字図書館と公立図書館が連携し、視覚障がい者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等に関する情報を提供します。なお、読書困難者の読書を支援する拡大読書器、ルーペ等の拡大補助具、点字ディスプレイ、デジプレーヤー等の機器について、個々の状態に応じた活用となるよう留意します。

②ライトハウス点字図書館、公立図書館が連携し、サピエ図書館及び国立国会図書館の視覚障がい者等用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する相談を受けるとともに、訪問による支援の実施や講座の開催などにより機器活用方法の習得を支援します。また、端末機器の貸出等を行うことにより、送信データの活用推進を図ります。

・上記の取組を推進するため、ライトハウス点字図書館、公立図書館等が連携し、視覚障がい者等が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう、端末機器等の習得支援等を行う県立図書館及び市町村立図書館等の職員等に対する研修を実施します。

・小・中・高等学校、特別支援学校の学習指導要領において、「情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること」と規定しており、また、現在、学校におけるICT環境整備が進められていることも踏まえ、県立図書館内の学校図書館支援センターが中心となって、各教育委員会の指導主事等に対してその趣旨を説明する等、その周知を図ります。

5 製作人材・図書館サービス人材の育成等(第17条関係)

【基本的考え方】

特定書籍・特定電子書籍等の製作及びアクセシブルな書籍等の利用のための支援に関する人材について、これらの養成、資質の向上及び確保に係る支援を行い、円滑な利用を促進します。

また、県立図書館及び市町村立図書館等において、アクセシブルな書籍等の円滑な利用のための支援の充実のため、司書等を対象とした研修及び養成において、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて取り上げ、司書等の資質の向上を図ります。

(1) 司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上

- ・司書及び司書補(以下「司書等」という。)、司書教諭及び学校司書並びに職員、ボランティア及び図書館協力者(以下「職員等」という。)を対象に、県立図書館が中心となってライトハウス点字図書館とも連携し、障がい者サービスに関する内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器の使用方法に習熟するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。また、公立図書館においては、障がい当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を行います。

(2) 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ・ライトハウス点字図書館、県立図書館、市町村立図書館等及びそこで活動するボランティア団体等における点訳、音訳、アクセシブルな電子データ製作等に携わる人材について、製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修を実施し、質の向上を推進します。
- ・点訳や音訳、アクセシブルな電子データ製作に携わる人材の不足が課題となっており、この分野における人材の確保が必要となっています。このため、ライトハウス点字図書館、県立図書館及び市町村立図書館等並びに県及び市町村が連携して、人材の募集や養成、活動支援等に計画的に取り組めます。
なお、製作人材の確保に関しては、ボランティアのみに頼ることなく、様々な方策を関係者間で検討していく必要があります。
- ・新たな端末機器やソフトウェア、合成音声の活用等、技術の進歩に応じてアクセシブルな書籍等の製作を行う人材や体制の確保にも努めます。

IV 具体的な指標

区分	指標	現状 (令和元年度)	目標 (令和7年度)	
「視覚障がい者等による図書館の利用に係る体制の整備等」関連	県立図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	15,354	18,500
		年間貸出冊数	15,638	28,000
	県立学校図書館、県立大学図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	1,895	貸出に必要な数
		年間貸出冊数	233	500
	ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等	所蔵冊数	8,446	貸出に必要な数
		年間貸出冊数	11,004	13,200
	県立図書館の「はーとふるサービス」利用登録者数	66	120	
ライトハウス点字図書館の利用登録者数	327	400		
「インターネットを利用したサービスの提供体制の強化」関連	サピエ会員(個人会員)の登録者数	80	150	
	ライトハウス点字図書館、県立図書館及び特別支援学校の国会図書館障がい者等用データの送信承認の登録率	10%	100%	
「特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援」関連	県内のアクセシブルな書籍等(点字図書、デージー図書)のサピエ図書館への年間アップロード数	64	120	
「端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援」関連	県立図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器	所有数	43	貸出に必要な数
		貸出数	270	500
	ライトハウス点字図書館のアクセシブルな書籍等を利用するための端末機器	所有数	2	貸出に必要な数
		貸出数	6	60
「製作人材・図書館サービス人材の育成等」関連	点訳・音訳奉仕員(ボランティア)の数	213	310	

V 用語集

用語	説明
視覚障がい者等	<p>視覚障がい、発達障がい、肢体不自由その他の障がいにより、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者（読書バリアフリー法第2条第1項）。</p> <p>具体的には、視覚障がい者、読字に困難がある発達障がい者、寝たきりや上肢に障がいがある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障がい者等。なお、ロービジョン者など障害者手帳の所持の有無は問わない。</p>
ロービジョン	<p>何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」「まぶしい」「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活での不自由さをきたしている状態。</p>
書籍	<p>雑誌、新聞その他の刊行物も含む。</p>
アクセシブルな書籍	<p>視覚障がい者等が利用しやすい書籍（読書バリアフリー法第2条第2項）。</p> <p>視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができる書籍。</p> <p>例えば、点字図書、拡大図書、音訳図書、触る絵本、LLブック、布の絵本等。</p>
点字図書	<p>点字によりつくられた図書。</p>
拡大図書	<p>視力が低下した人や、高齢者などにも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした「大活字本」や、既存の本を読みやすい大きな文字に書き直して作られた「拡大写本」のこと。</p>
音訳図書（録音図書）	<p>耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの。</p>
触る絵本	<p>指で読むために作られた絵本。本の挿し絵は様々な材料で作られており、盛り上がった形となっている。</p>
LLブック	<p>読むことに困難を伴いがちな青年や成人を対象に、生活年齢に合った内容を、分かりやすく読みやすい形で提供すべく書かれた本。</p>
布の絵本	<p>厚地の台布に、絵の部分をアップリケし、マジックテープやスナップ、ボタン、ファスナー、紐で留めたり、外したり、結んだりできるようにし、文の部分を手書きした、絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。</p>
アクセシブルな電子書籍等	<p>視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等（読書バリアフリー法第2条第3項）。</p> <p>電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録…（略）…であって、電子計算機等を利用して視覚障がい者等がその内容を容易に認識することができるもの。</p>

用語	説明
	例えば、音声読み上げ対応の電子書籍、デージー図書、オーディオブック、テキストデータ等。
デージー図書	視覚障がい者や普通の印刷物を読むことが困難な人々のためにカセットに代わるデジタル録音図書の国際標準規格。読みたい任意のページに飛んだりできる。
マルチメディアデージー	本文のテキストに音声データと見出し等の文書構造や画像を付加したもの。章や節、任意のページに飛ぶことができる機能を付加しているほか、音声を同期させることで、読み誤りなく作成できる。
オーディオブック	書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付与することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ。
テキストデータ	文字コードだけで構成された文字列や文書のデータ。ワープロデータのように書体や行間などの情報を含まないもの。
アクセシブルな書籍等	アクセシブルな書籍及びアクセシブルな電子書籍等。
特定書籍	著作権法第37条第1項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍。
特定電子書籍等	著作権法第37条第2項又は第3項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等。
サピエ図書館	視覚障がい者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デージーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」。
公立図書館	県立図書館及び市町村立図書館
市町村立図書館等	市町村立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館、学校図書館。
インクルーシブ教育システム	人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み。
司書等	司書及び司書補。
司書教諭等	司書教諭及び学校司書。
職員等	職員、ボランティア及び図書館協力者。
ピアサポート	同じ課題や境遇を持つ人が、互いに支え合い、助け合うこと。